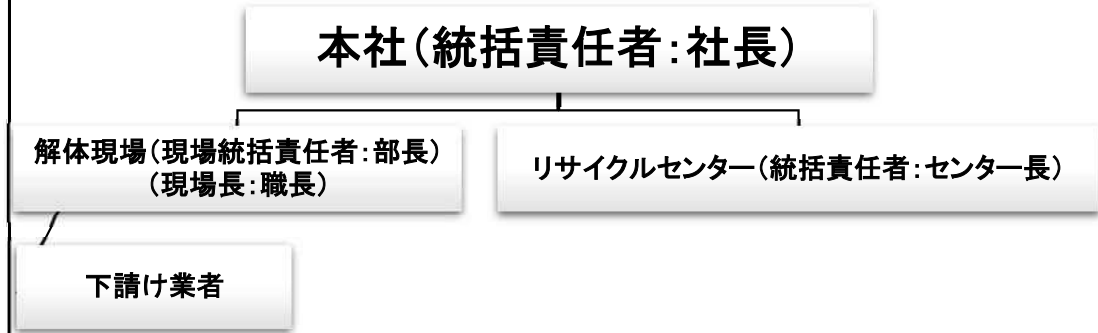


（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年5月16日	
愛知県知事 様	
提出者	
住 所 名古屋市港区明正一丁目143番地	
氏 名 株式会社力組	
代表取締役 仲宗根朋希	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-384-0558	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	長久手 モデルハウス解体工事 ほか
事業場の所在地	愛知県長久手市岩作長鶴50 ほか
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	07 職別工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 5,270万円
③ 従業員数	22名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	木くず：現場から直接もしくは自社の中間処理場後、再生業者に委託し燃料チップとして再生 紙くず：現場から直接もしくは自社の中間処理場後、再生業者に委託し再資源化 繊維くず：現場から直接もしくは自社の中間処理場後、再生業者に委託しワラ・堆肥化 混合廃棄物：現場から直接もしくは自社の中間処理場後、再生業者に委託し再資源化。再資源化できないものは中間処理業者、最終処分業者に委託。 ガラス陶磁器くず：現場から直接もしくは自社の中間処理場後、瓦チップとして再生もしくは再生業者に委託し再資源化。再資源化できないものは最終処分業者に委託し埋立処分。 金属くず：直接もしくは自社で中間処理後、再生業者に委託し再資源化。 廃 プラスチック類：現場から直接もしくは自社の中間処理場後、再生業者に委託しRPF燃料として再資源化。再資源化できないものは中間処理業、最終処分業者に委託。

産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 解体現場での徹底分別		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 解体現場での徹底分別をさらに実行する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、がれき類、混合廃棄物、金属くずにそれぞれ分別し廃棄物別の処理業者へ運搬
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを維持。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 機械選別・手選別を徹底して、再生利用化率を上げる		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理施設での選別をさらに徹底する		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	解体現場での選別を徹底して、再生できる廃棄物はなるべく再生利用業者へ委託する		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 解体現場での廃棄物の分別をさらに徹底して混合廃棄物を減らし、 再生処理業者への利用を増やす		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【今年度(令和7年度)計画】

[illegible]